

○流山市立図書館設置等に関する条例

昭和53年3月31日

条例第12号

(図書館の設置)

第1条 市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市立中央図書館	流山市加一丁目1225番地の6
流山市立森の図書館	流山市東深井991番地
流山市立木の図書館	流山市名都借313番地の1
流山市立南流山地域図書館	流山市南流山10丁目2番地の1

2 流山市立中央図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市立中央図書館北部分館	流山市美原1丁目158番地の2
流山市立中央図書館初石分館	流山市西初石4丁目381番地の2
流山市立おおたかの森子ども図書館	流山市おおたかの森西二丁目13番地の1

(事業)

第3条 図書館は、法第3条各号に掲げる事項を行うものとする。

2 図書館は、前項に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業を行うことができる。

(指定管理者による管理)

第4条 市は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、次に掲げる図書館の管理を法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 流山市立森の図書館

- (2) 流山市立木の図書館
- (3) 流山市立南流山地域図書館
- (4) 流山市立おおたかの森子ども図書館

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、別表第1に定めるとおりとする。

（開館時間）

第6条 図書館の開館時間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第7条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 月曜日（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により教育委員会が定める夏季における休業日である月曜日（以下「夏季月曜開館日」という。）を除き、夏季月曜開館日以外の月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その直後の祝日法に規定する休日でない日）

(2) 館内整理日（毎月末日（土曜日、日曜日、祝日法に規定する休日又は夏季月曜開館日に当たるときを除く。））

(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(4) 特別整理期間（年15日以内で教育委員会が定める期間）

（使用の許可）

第8条 流山市立森の図書館の会議施設及び展示施設（以下「森の図書館会議施設等」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、森の図書館会議施設等の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第9条 指定管理者は、森の図書館会議施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 森の図書館会議施設等及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定により付する条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるとき。

2 教育委員会は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第8条第1項の許可を取り消すことができる。

(使用期間)

第11条 森の図書館会議施設等は、同一使用者が同一施設を引き続き3日以上使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外に森の図書館会議施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、森の図書館会議施設等の使用を終了したとき（第10条の規定により、森の図書館会議施設等の使用の許可の取消し又は禁止があったときを含む。）は、直ちに森の図書館会議施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(利用料金)

第14条 使用者は、当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第8条第1項の規定による許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める額（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、規則で定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときには、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。
- (2) 森の図書館会議施設等の使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により、図書館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(販売行為の禁止)

第18条 図書館又はその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日条例第20号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和５６年３月３１日条例第１８号）

この条例は、昭和５６年５月１日から施行する。

附 則（昭和６３年６月３日条例第１４号）

この条例は、昭和６３年６月４日から施行する。

附 則（平成４年９月３０日条例第３２号）

この条例は、平成４年１１月１６日から施行する。

附 則（平成８年３月２９日条例第５号）

この条例は、平成８年４月１０日から施行する。

附 則（平成９年１２月２４日条例第２５号）

この条例は、公布の日から起算して６０日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成１０年１月規則第１号で、同１０年２月２日から施行）

附 則（平成１７年９月３０日条例第２５号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年９月２８日条例第３２号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（準備行為）

２ 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

３ この条例の施行日前に受けた流山市立北部地域図書館の会議施設及び展示施設に係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２０年３月２４日条例第１５号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 第１条の規定による改正前の流山市立図書館設置等に関する条例の規定により、現

に任命されている委員であって、この条例の施行の日以後に当該任命期間が満了することとなる委員の任期は、平成20年3月31日をもって満了したものとみなす。

- 3 第2条の規定による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例の規定は、平成20年10月1日以後の北部地域図書館会議施設等の使用について適用し、同日前の北部地域図書館会議施設等の使用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月8日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前にこの条例による改正前の流山市立図書館設置等に関する条例第8条の規定によりなされた北部地域図書館会議施設等の使用の許可であって施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例第8条第1項の規定による森の図書館会議施設等の使用の許可とみなす。

附 則（平成25年12月20日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 5 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例第14条第2項及び別表第3の規定は、施行日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前の森の図書館会議施設等の使用に係る利用料金及び同日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月30日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例に基づく流山市立おおたかの森子ども図書館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市立おおたかの森子ども図書館の管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成29年12月27日条例第29号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月10日条例第1号)

この条例は、令和元年5月11日から施行する。

附 則 (令和元年7月19日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正に係る経過措置)

8 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第3の規定は、施行日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る利用料金について適用し、同日前の森の図書館会議施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

9 施行日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から森の図書館会議施設等の使用の日前までの間に行われたものとみなす。

附 則 (令和3年3月29日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例に基づく流山市立南流山地域図書館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市立南流山地域図書館の管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和３年７月１４日条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年９月２９日条例第１９号）

この条例は、令和５年９月３０日から施行する。

別表第１（第５条関係）

区分	業務
流山市立森の図書館	(１) 図書館の利用に関すること。 (２) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。 (３) 第８条に規定する使用の許可に関すること。 (４) 第９条に規定する使用の制限に関すること。 (５) 第１０条（第２項を除く。）に規定する使用の許可の取消し等に関すること。 (６) 第１４条から第１６条までに規定する利用料金の収受、減免及び還付に関すること。 (７) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務
流山市立木の図書館	(１) 図書館の利用に関すること。
流山市立南流山地域図書館	(２) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
流山市立おおたかの森子ども図書館	(３) 前２号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

別表第２（第６条関係）

区分	平日	日曜日、祝日法に規定する休日及び夏季月曜開館日
流山市立中央図書館	午前９時３０分から午後７時まで	午前９時３０分から午後５時まで

流山市立中央図書館分館	午前 10 時から午後 5 時まで	
流山市立森の図書館	午前 9 時 30 分から午後 7 時まで	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
流山市立森の図書館会議施設 及び展示施設	午前 9 時から午後 9 時まで	
流山市立木の図書館	午前 9 時 30 分から午後 7 時まで	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
流山市立南流山地域図書館	午前 9 時から午後 7 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで

備考 平日とは、日曜日、祝日法に規定する休日及び夏季月曜開館日以外の日をいう。

別表第 3（第 14 条関係）

森の図書館会議施設等利用料金表

使用単位	午前	午後 1	午後 2	夜間
使用区分	午前 9 時から正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
	円	円	円	円
会議室 1	313	313	313	313
会議室 2	313	313	313	313
和室	470	470	470	470
視聴覚室兼大会 議室	1,100	1,100	1,100	1,100
展示ギャラリー	1 日当たり			523 円

備考

- 1 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、超過又は繰上時間 30 分につき、この表に定める利用料金（以下「規定利用料金」という。）の 1 時間当たりの単価に 100 分の 50 を乗じて得た額を規定利用料金に加えた額とする。
- 2 流山市民以外の者が使用する場合の利用料金は、規定利用料金（前項の規定が

適用される場合は、同項の規定の適用後の利用料金とする。)に100分の200を乗じて得た額とする。

- 3 この表に定めるところにより算出した額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。